

## 令和6年度第4回愛媛地方最低賃金審議会議事要旨

開催日時	令和6年9月4日（水）午前9時56分～午前10時52分					
場所	松山若草合同庁舎共用大会議室					
出席状況	公益代表委員	出席 5名	定数 5名			
	労働者代表委員	出席 2名	定数 5名			
	使用者代表委員	出席 4名	定数 5名			
主要議題	<ol style="list-style-type: none"><li>1 愛媛地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について</li><li>2 愛媛県特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について</li><li>3 その他</li></ol>					
議事要旨 本会議は《公開・非公開》						
<p><b>1 愛媛地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について</b></p> <p>愛媛県最低賃金の改正決定に係る愛媛地方最低賃金審議会の意見に対し、愛媛県内の労働組合から6件の異議の申出があり、愛媛労働局長から愛媛地方最低賃金審議会会长に、審議会の意見に対する異議の申出について諮詢した。</p> <p>労働者側委員からは、引上げ額は生計費の観点からみても充分な額ではないが、労使の提示金額に大きな隔たりがある中で、労使双方の意見を斟酌した上で公益案が提示され、全会一致で決定したものであるから再審議を行う必要はないとの意見が述べられた。</p> <p>使用者側委員からは、地域別最賃の議論の中で地域間格差の問題のほか、他県への労働力流出問題なども取り上げられ、諸々の要素を踏まえた議論も行い、公労使の間で真摯に議論を行った上で得られた結論であるため、現答申を変更する必要ないと意見が述べられた。</p> <p>公益委員からは、公労使の間で時間をかけて真摯に議論を行い、意見の一致には至らなかったが、採決の結果として全会一致で得られた結論であるため、現答申を変更する必要ないと意見が述べられた。</p> <p>異議申出の内容及び理由について慎重に審議した結果、「令和6年8月19日付け答申どおり決定することが適当である」との結論に達し、愛媛地方最低賃金審議会会长から愛媛労働局長に答申が行われた。</p> <p><b>2 愛媛県特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について</b></p> <p>愛媛県特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について審議を行った小委員会から、改正の申出が行われた4業種について改正決定の必要性有りとの結論に達したとの小委員会報告が行われ、愛媛地方最低賃金審議会会长から愛媛労働局長に、「愛媛県特定最低賃金4業種について改正決定の必要性有り」と答申が行われた。</p> <p>答申を受け、愛媛労働局長から愛媛地方最低賃金審議会会长に、愛媛県特定最低賃金4業種の改正決定について諮詢した。</p> <p><b>3 その他</b></p> <p>愛媛県特定最低賃金改正に関する手続、及び今後の審議日程等に関して、事務局から説明を行った。</p>						

以上